

# 第 2 6 回 定 例 総 会 議 事 錄

期 日

令和 7 年 9 月 17 日 開会  
令和 7 年 9 月 17 日 閉会

米沢市農業委員会

令和7年9月17日（水）午前9時34分 米沢市農業委員会第26回定例総会を米沢市役所  
庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 小関善隆 委員	7番 鈴木和義 委員	14番 佐藤利夫 委員
2番 我彦正福 委員	8番 桶渡由美 委員	15番 長谷部吉雄 委員
3番 山王堂民榮 委員	9番 高山吉典 委員	16番 相田市三郎 委員
4番 佐藤政和 委員	10番 遠藤伊一 委員	17番 伊藤俊浩 委員
5番 宮崎雅文 委員	11番 小関敏弘 委員	18番 鈴木晃子 委員
6番 木村彰博 委員	12番 橋本政美 委員	19番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（1名）

13番 古畠功一 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局長	相田 悅志
事務局長補佐兼農地主査	宮原 功
農政振興主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口 圭史
主 任	片山 紀子
主 任	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

## 1. 提出議題

## 報第1号 非農地証明の報告について

## 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 議第1号 農業委員会委員の議席の決定について

## 議第2号 事業計画変更申請について

### 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 議第4号 買受適格証明願いについて

## 2. その他

開 会 午前9時34分

高世主査 これより第26回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を8番 横渡由美委員のご発声にてよろしくお願ひいたします。

(唱和)

高世主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

いよいよ稲刈りがピークを迎へ何かとお忙しいところ、大変ご苦労さまです。先ほど局長が話したとおり、小関敏弘委員が定例総会前に市長から農業委員の辞令交付を受けたということで、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

さて、今一番話題になっているのが米の概算金だと思います。全国的に概算金を出したわけですが、3,000円くらい追加払いということで、JA山形おきたまもそのように3,000円追加となったようあります。

米の概算金については、農林水産省、国で報告をしろとまとめたようですが、JAの概算金については、報告しなかったら罰金という法律を作つてまで毎月報告させるようですが、報告したものを利用するんだと、何のために公表するのか、見えない部分があると。このぐらいで集めているから米高いんだぞと、国民へ周知するとは言つてはいるが、JAを悪いほうへ使いたいのか分からぬけれども、何に使うかはつきりしないものを、罰則をつけてさせるというのはいかがなものかと思ったところであります。

それから、置賜地区に試験場やトレーニングファームなどの研究施設がほかの地区に比べてないということで、前にも言いましたが、そのことについて置農委で県に要望をしたところであります。それを受け、トレーニングファームについて、船山現人県議会議員が県に質問をしたと。そして、県の農林水産部からは、どういう施設が欲しいのか置農委と意見交換会をしたいということで、まず8月26日に、置農委の会長方で置農高校と産地研究所の視察をしました。次の日の27日に、県の部長以下課長ということで4名くらいが来ていたかな、意見交換会をしたところであります。それを受け、今度は9月12日に、置賜選出の県議会議員と意見交換会を行い、県議会議員も置農委と一丸となって要望をしていくということありました。

県の部長との意見交換の中で、置賜に研究施設がないというのは十分理解していると。産地研究所があり、そこに昔は、水稻も果樹もありましたが、水稻は庄内のほうへ、果樹は寒河江のほうへ出るとなって、水稻も果樹もやめたと。南陽市の果樹農家のひとたちは、そこでいろんな勉強をしたということ

とで、南陽市の会長は最後の研究生だったということを言っておったようであります。やはり地元にはないということあります。

置農高校の視察では、果樹は伐採したところが多く、植樹もしていないという状況でした。勉強する建物についても、かなり昔の作業小屋みたいなところで、中に先生の机があつたりはするけれども、勉強する環境ではないというような状況でした。改修してくれと要望してもなかなか実現しないという状況のようありました。

それで、まず一つは、西と東にある普及課を一本にして、置農高校の脇辺りに持つていけないかと。そうすることで、ここもいろいろ同じような研究をやつたりしているので、一緒になって、一貫した研究ができないかと。それを利用して、農家の方も圃場とかいろんな施設などを利用しながら研修できなかないかというようなことを言ったわけあります。ですが、そうはしたくとも、各市町が、こっちへ持つてこい、うちへ建ててくれ、いや普及課はここから持つていかないでくれなどと、それぞれに言われるとできないと。やっぱりJA山形おきたま一本ですので、そういうのを含めていろいろ考えてもらって、各首長がそれぞれのことを言わないので、置賜一本で考えてもらいたいということを言っておりました。

そこについては近藤市長に前に話して、県に出す置賜地区の重点目標に入れてもらった。それは県議会のほうでも分かっていたんだけれども、ほかの農業委員会は、まだそれを市町のほうへ言っていないということで、急遽、各農業委員会の会長がその首長へ言うと、そして一丸となって取り組んでいくと、県議会の先生方も一丸となって取り組んでいくということを確認しておりますので、実現する可能性があると思ったところであります。

いろいろ活動しているわけでありますけども、何かと秋先は忙しいので、スムーズに終わらせたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**高世主査**

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

**議長**

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は18名であります。欠席通告は、13番 古畠功一委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第26回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、17番 伊藤俊浩委員、18番 鈴木晃子委

員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

**高世主査** (挙手)

**議長** 高世主査。

**高世主査** 議案の訂正是ございませんが、議事の進行についてご提案いたします。

本日は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により補充選任されました小関敏弘農業委員の議席が決定してございませんので、報告案件に先立ち、議第1号の農業委員会委員の議席の決定について、の審議、処分をお願いし、その後、通常の議事進行によりまして、順次報告案件から審議をお願いしたいと考えますので、ご提案いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

**議長** それでは、ただいま事務局から提案のあった議事進行についてお諮りいたします。

本日就任された小関敏弘農業委員の議席の決定のため、報告議案に先立ち、初めに議第1号 農業委員会委員の議席の決定について、の審議、処分を行い、その後、順次報告案件から審議を行うことに異議ございませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないので、事務局提案のとおり議事を進めます。

それでは、報告案件に先立ち、議第1号 農業委員会委員の議席の決定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

**高世主査** (挙手)

**議長** 高世主査。

**高世主査** 議第1号 農業委員会委員の議席の決定について。米沢市農業委員会会議規則第5条第2項により、欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき総会において議長が定めると規定されてございますので、議席決定のご処分をお願いいたします。

**議長** ただいまの事務局説明のとおり、米沢市農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、私から議席を申し上げます。

このたび選任されました小関敏弘農業委員の議席を11番と定めます。

この件に関して、意見並びに質問はありませんか。

**全委員** なし。

**議長** ないので、議第1号 農業委員会委員の議席の決定について、小関敏弘農業委員の議席を11番と決定することに異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農業委員会委員の議席の決定について、小関敏弘委員の議席は11番に決定いたしました。

それでは、11番 小関敏弘委員、所定の席へ移動願います。

引き続き、議事を進めます。

報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号20号から22号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田6筆 2, 176. 37m<sup>2</sup>、畑4筆 1, 343. 00m<sup>2</sup>、合計10筆 3, 519. 37m<sup>2</sup>です。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林原野への転用です。利用状況は、平成10年頃には既に耕作していないものです。

受理番号21号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林原野への転用です。利用状況は、昭和60年頃には既に耕作していないものです。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成7年頃には既に耕作していないものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号14号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ1筆 1, 289. 00m<sup>2</sup>です。

受理番号 14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

**議長** ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

**全委員** なし。

**議長** ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第2号 事業計画変更申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

**瀧口主査** (挙手)

**議長** 瀧口主査。

**瀧口主査** 議第2号 事業計画変更申請について。次のとおり、事業計画を変更したいと申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号の1件です。本件は、昭和52年12月23日に農地法第5条の許可を得ております。申請人、土地の表示等については議案書記載のとおりです。当初計画は、一般住宅の建設です。実施状況については、所有権移転登記は完了しております。工事は一部着工し、盛土はしておりますが住宅は建築しておりません。今回の変更内容は、隣接地に居住する承継者が駐車場の造成をするものです。

なお、今回の変更は所有権の移転が伴うため、承継人を譲受人としました農地法第5条の許可申請が改めて提出されております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

**議長** ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

**全委員** なし。

**議長** ないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定をいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

**3番** (山王堂民榮委員 挙手)

**議長** 山王堂委員。

**3番** 3番 山王堂です。私に関係する議案がありますので、一時退席させていただきます。

(山王堂民榮委員 退室)

- 議長 それでは、先に受理番号19号を上程いたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
- 受理番号19号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畠のみ20筆 4,553.00m<sup>2</sup>です。
- 受理番号19号 渡人 ○○○○ 外7名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、工場の増設及び敷地拡張のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。
- 以上、ご審議よろしくお願いします。
- 議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
- 9番 (高山吉典委員 挙手)
- 議長 9番 高山委員。
- 9番 9番 高山です。受理番号19号に関して報告します。所在、地番等は記載のとおりです。8月28日に代理人であります行政書士の○○さんに電話で確認いたしました。工場の増設と、敷地拡張し敷地内の安全確保、セキュリティー向上のため、工場敷地環境整備を行うということでした。 トラック等の出入り、あとは荷下ろしなどの環境を整えて工場を増設したいとのことでした。事前着工もなく、許可相当と考えます。ご審議お願いいたします。
- 議長 それでは、ただいまの受理番号19号について、意見並びに質問はありますか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号19号について、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、の受理番号19号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。
- (山王堂民榮委員 入室)
- 議長 それでは、ただいまの受理番号19号を除く受理番号17号から18号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農

地法第5条の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号19号を除く17号から18号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田1筆 484.00m<sup>2</sup>、畑1筆 355.00m<sup>2</sup>、合計2筆 839.00m<sup>2</sup>です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

17番 (伊藤俊浩委員 挙手)

議長 17番 伊藤委員。

17番 伊藤です。受理番号17号の案件ですが、先の議第2号で審議していただいたとおりの内容・場所であります。住宅地の中にあるところで、許可相当と思います。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、18号。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議長 19番 桐澤委員。

19番 桐澤です。受理番号18号の案件について報告します。申請人、土地の表示については記載のとおりです。8月末に現地確認と申請代理人の○○行政書士に電話確認をし、住宅が老朽化したため、母親名義の土地に息子の△△さんが住宅を建築するということです。事前着工はありませんでした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 それでは、先の受理番号19号を除く受理番号17号から18号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号19号を除く受理番号17号から18号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、先の受理番号19号を除く受理番号17号から18号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第4号 買受適格証明願いについて、を議題とします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 議第4号 買受適格証明願いについて。下記農地について、仙台国税局による公売入札参加のため、農地の買受人として適格であることの証明願いの申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、畠のみ10筆 3,728.49m<sup>2</sup>です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。申請事由は、公売人の参加資格を得るためです。

なお、議案書記載の附帯決議についてもご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

5番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 5番 宮崎委員。

5番 宮崎です。受理番号1号の案件に関しまして、調査結果を報告します。申請人、渡人、受人は記載のとおりとなっています。受人の△△さんが現在自営業で、今までずっと畠を耕作されておりまして、規模を拡大して主に山菜等を栽培したいということで、今回の申請に至ったということです。

9月2日に現地を確認してきました、ご本人とも電話で内容を確認しまして、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 買受適格証明願いについて、は議案書のとおり証明することに決定いたしました。

なお、本適格証明書をもって落札をなし、農地法第3条の許可申請がなされた場合には、直ちに許可することの決議を附帯いたします。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

その他の1つ目、運営委員会委員の選出について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

**高世主査** (挙手)

**議長** 高世主査。

**高世主査** その他の1つ目、運営委員会委員の選出について。米沢市農業委員会規定第6条第1項第3号の規定により、委員会に付議するものです。

本年4月末をもって農業委員を辞任された江口益美氏につきましては、在職中に運営委員をお務めいただいておりましたが、辞任に伴いまして、現在運営委員に空席が生じております。

運営委員の委員数等の構成につきましては、米沢市農業委員会規則第6条第1項に規定されております。会長及び会長職務代理者以外の運営委員につきましては、その条項の第3号において、委員のうちから互選した者8名以内となっているところでございます。

構成人員は現状規定数を充足してはございますが、小関敏弘委員の補充がございましたので、今般、お諮りするものでございます。

**議長** ただいま事務局から説明のあったとおりですが、運営委員の構成人数は充足しておりますが、従来、運営委員には農業関係団体推薦の委員の方を互選して、関係団体との連携を図りながら会議を運営してきた経過もありますので、空席分の補充とその互選についてお諮りいたします。

**2番** (我彦正福委員 挙手)

**議長** 2番 我彦委員。

**2番** 2番 我彦です。5月の定例総会で、江口委員の辞任の同意について審議された際に、遠藤伊一委員から、地域計画の実行に向けて働いていく必要があるという中で、土地改良区とのパイプ役を担っていただく農業委員が不在となるのは様々支障も出てくると思われるとの発言があったわけで、この件についてはそのとおりかと思いますので、今後も土地改良区との連携を図るためにも、今般、土地改良区の推薦で米平理事の小関敏弘委員が就任されましたので、空席1名分の委員の互選を行うべきと考えます。

以上です。

**4番** (佐藤政和委員 挙手)

**議長** 4番 佐藤委員。

**4番** 4番 佐藤です。私も、空席1名分の委員の互選を行うことに賛成でございます。互選については、先ほど会長や我彦代理からもありましたが、今回の空席分は土地改良区推薦の委員であった江口氏が務められていた分でもあるわけで、このたび土地改良区の推薦で就任された11番 小関敏弘

委員が米平理事でもありますので、運営委員に推薦したいと思います。

以上です。

**議長** それでは、ただいま我彦代理ほか1名の委員から、空席1名分の運営委員の互選は必要で、今回就任された11番 小関敏弘委員を推薦したい旨の発言があったわけですが、順次お諮りしたいと考えますが、異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないと認めます。それでは、まず、空席1名分の運営委員の決定のため互選することに異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議なしと認め、空席1名分の運営委員の決定のための互選を行います。

次に、互選方法について、今般就任された11番 小関敏弘委員を推薦したい旨の提案意見がありました。まず、委員各位で自薦をお考えの方がいらっしゃれば、挙手の上、その旨をお示しください。また、他の互選方法や、11番 小関敏弘委員以外の委員どなたかを推薦するお考えの方はありますか。

**全委員** なし。

**議長** 自薦の方並びにその他の互選方法について意見のある方及び11番 小関敏弘委員以外の推薦はないと認めます。

それでは、お諮りいたします。11番 小関敏弘委員を運営委員に決定することに異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないので、他の1つ目、運営委員会委員の選出について、11番 小関敏弘委員を互選により空席1名分の運営委員に選出決定をいたしました。

次に、他の2つ目、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。

なお、本件については、事務局からの内容の説明の後に、協議会を開催して協議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないので、そのように進めます。

それでは、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局の説明を求めます。

**高世主査** (挙手)

**議長** 高世主査。

**高世主査** 農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、を説明いたします。議案についてでございますが、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決

議について、読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**議長** 以上で事務局からの内容説明が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、の協議をいたします。

それでは、これより協議会へ移行いたします。

(協議会)

**議長** それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

**議長** 先の協議会にて協議した内容について、事務局より報告を願います。

(挙手)

**議長** 高世主査。

**高世主査** ただいまの協議会での協議内容について報告いたします。

議案の内容・決議について、それぞれのブロックで協議いただき問題がなかったという報告をいただきました。よろしくお願ひいたします。

**議長** それでは、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、ただいまの事務局報告のとおり決議することに異議ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長** 異議がないので、その他の2つ目、農業委員会委員の法令遵守の申し合わせ決議について、は事務局報告のとおり決議することといたします。

続いて、皆様から何かご発言等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第26回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時15分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年9月17日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

伊藤 俊浩

議事録署名委員

鈴木 晃子